

広島市行政経営改革推進プラン

(令和 6 年度～令和 9 年度)

令和 6 年 2 月

企画総務局 行政経営部 行政経営課

目 次

1 行政経営改革推進プラン策定の趣旨 · · · · ·	1
2 計画期間 · · · · ·	2
3 行政経営改革の目標 · · · · ·	2
4 主な取組 · · · · ·	3
5 行政経営改革の推進体制 · · · · ·	18

1 行政経営改革推進プラン策定の趣旨

本市においては、人口減少、少子・高齢化に伴い発生することが予想される様々な課題に打ち勝つため、近隣市町と連携して将来にわたって持続的に発展を続けていくという発想の下で市政運営に取り組む必要がある。このため、「200万人広島都市圏構想」を掲げ、圏域の中核都市として、まちの賑わいや活性化につながる都市機能の強化や子育て・教育等の諸施策の充実などに取り組んでいるところである。その際、これらの取組を確実なものにしていくためにも、本市の魅力をこれまで以上に高めていかなければならない。

一方、生産年齢人口の減少等により、市税の大幅な增收が期待できない中にあって、医療・福祉などの社会保障費をはじめとした義務的経費は市税の規模を上回っており、市債残高は1兆円を超える規模となっている。

こうした中、今後、高齢者人口がさらに増加した状況下においても、社会保障を持続可能なものとし、あらゆる面で市民生活の質の向上を図っていくよう、聖域なくあらゆる経費を見直しながら、社会保障のための義務的な支出と、将来の発展に必要な施策に取り組むための裁量的な支出をバランスよく賄っていくことが課題となっている。

この課題解決に当たって、人口の増加等に伴う市税の增收等をどう配分するかを考えれば良かった右肩上がりの時代と違い、全体が縮小する局面においては、一律の経費節減を中心とした行政改革という概念を超え、本市が保有するヒト、モノ、カネ、情報といった限られた経営資源を最大限活用しながら、効果的・効率的に質の高い行政サービスを提供していくという「経営改革」の視点が重要となる。

この「経営改革」においては、各部局がそれぞれに抱える個別の課題について的確な回答を引き出す「部分最適」のみならず、各部局の立場からの的確であると同時に、市の政策を俯瞰した場合にも調和の取れる回答を引き出す「全体最適」を追求するという発想に立つとともに、一つの対応策により多面的な成果を上げる「一石三鳥」を可能にするような、生産性の向上が求められる。

こうした考え方の下、本市では、令和2年2月に「広島市行政経営改革推進プラン（令和2年度～令和5年度）」を策定し、着実に取組を進めてきたところである。引き続き、人口減少、少子・高齢化に伴う様々な課題に対応し、更には新たな感染症による市民生活への影響やデジタル技術の著しい進展などにも的確に対応するためには、継続して全市的な「経営改革」に取り組むとともに、その充実を図る必要がある。こうしたことを踏まえ、「広島市行政経営改革推進プラン（令和6年度～令和9年度）」を策定する。

2 計画期間

令和6年度から令和9年度までの4年間

3 行政経営改革の目標

このプランの目指すものは、持続可能性の確保とともに本市の魅力づくり、とりわけ市民サービスの充実を図ることにあることから、その実現に向けて、次の3つの目標の下に経営改革を推進する。

(1) 市民本位の行政サービスの提供

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により区役所等の窓口サービスの向上を図るとともに、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」に対する支援や官民連携による広島型公共交通システムの構築など、既存の枠組みに捉われず、新たな発想・工夫に基づく取組の推進により、市民生活の様々な場面において各種サービスの充実を図り、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に応えていく。

また、施設整備等の大きなコストを伴う行政サービスの展開に当たっては、民間の資金・ノウハウの活用や需要の変化等に応じた既存の機能等の充実・見直しにより、市民サービスの向上とコスト縮減の両立を図る。

さらに、国に対する制度改革や規制緩和の働きかけによる政策実現に取り組むとともに、県や近隣市町と連携し、圏域全体の経済成長や生活関連サービスの向上等に向けた施策を展開することにより、市民にとっての利便性の向上を図る。

(2) 効率的な行政システムの構築

政策の企画・立案を職員が重点的に行えるよう、定型業務の民間委託化等を推進するとともに、AI・RPAなどの先進技術を活用した業務の効率化・簡素化を図る。

さらに、公営企業や地方独立行政法人等について、独立採算制であることを基本に健全な経営を推進するほか、行政サービスの効率化を図るため、県や近隣市町と連携した施策等を展開する。

(3) 持続可能な財政基盤の構築

国・県からの交付金や民間からの寄附金などの資金確保のほか、市民間での公平な負担の観点からの取組など、幅広い視点に立って財源確保に努める。

また、予算編成において事業の「選択と集中」を徹底し、かつ、執行段階も含めて可能な限り経費の節減を図ることにより、将来世代の負担にも配慮した持続可能な財政基盤の構築を図る。

4 主な取組

【取組項目一覧】

(1) 市民本位の行政サービスの提供			
①	区役所等の窓口における市民サービスの向上と業務の効率化	企画総務局等	P 5
②	広島型地域運営組織「ひろしまLMO」に対する支援の充実	企画総務局コミュニティ再生課	P 6
③	広島広域都市圏における技術職員の補完体制の構築	企画総務局広域都市圏推進課、人事課	P 6
④	地域の包括的な支援体制の充実	健康福祉局地域共生社会推進課	P 7
⑤	幼児教育・保育の充実	こども未来局保育企画課、教育委員会教育企画課	P 7
⑥	ごみ処理に関する総合的な取組の推進	環境局環境政策課	P 8
⑦	南工場の建替え及び運営	環境局施設課	P 8
⑧	平和大通りの利活用の推進	経済観光局観光政策部	P 9
⑨	持続可能な産業としての農業の支援	経済観光局農政課	P 9
⑩	新中央市場の整備	経済観光局中央市場	P 10
⑪	エリアマネジメント活動による中央公園の魅力の向上	都市整備局等	P 10
⑫	中央公園ファミリープールの再整備	都市整備局公園整備課	P 11
⑬	広島型公共交通システムの構築	道路交通局公共交通政策部	P 11
⑭	学校給食の充実	教育委員会健康教育課	P 12

(2) 効率的な行政システムの構築

①	先進技術（A I ・ R P A等）を活用した業務の効率化	企画総務局行政経営課、情報政策課	P 13
②	適切な債権管理の推進	財政局管財課	P 13
③	下水道事業の経営改善	下水道局経営企画課	P 14
④	水道事業の経営改善	水道局企画総務課、業務管理課	P 14
⑤	公益的法人等の在り方検討	企画総務局行政経営課、各局等公益的法人等所管課	P 15
⑥	広島市立大学の経営改善	企画総務局行政経営課	P 15
⑦	広島市立病院機構の経営改善	健康福祉局医療政策課	P 16

(3) 持続可能な財政基盤の構築

「財政運営方針（令和6年度～令和9年度）」に基づく取組

①	収納率の維持・向上のための取組の推進	財政局税制課、徴収企画課、健康福祉局介護保険課、保険年金課、こども未来局保育企画課、都市整備局住宅政策課	P 17
②	未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進	財政局管財課	P 17

【各取組の概要】

(1) 市民本位の行政サービスの提供

① 区役所等の窓口における市民サービスの向上と業務の効率化（企画総務局等）

【内容】

- 行政サービスへの需要が増加するとともに多様化することが見込まれる中、日々進化を続けているデジタル技術を活用して行政サービスを提供していくことが重要なっている。
- このため、区役所の窓口業務について、マイナンバーカードを活用した申請書作成支援システムを導入するなど、来庁される市民へのサービス向上と業務の効率化を図る。
- また、国が開設しているマイナポータルを通じて、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化を拡充するとともに、マイナンバーを利用しない行政手続についても、オンライン化を進めることで24時間365日どこからでも手続ができるようとする。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区役所における窓口業務の効率化	申請書作成支援システムの導入	オンラインによる来庁予約の検討・導入	未定（実施結果等を踏まえ取組内容を検討）	
行政手続のオンライン化の推進		オンライン化可能な手続から順次導入		

② 広島型地域運営組織「ひろしまLMO」に対する支援の充実 (企画総務局コミュニティ再生課)

【内容】

- 少子高齢化や単身世帯の増加などの家族単位の縮小、労働環境や生活環境の変化といった様々な社会的要因の変化に伴い、このままでは地域が有していた相互扶助や福祉、防犯、防災、環境美化、伝統文化の維持、まちのにぎわいづくりなど、様々な機能が低下するおそれがある。
- こうした課題に対応し、持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」（以下「ひろしまLMO」という。）づくりを促進するとともに、ひろしまLMOが取り組む地域特性を生かした活動に資するよう支援を充実していく必要がある。
- このため、現在実施しているひろしまLMOへの設立・運営に係る支援制度に加えて、これまでの本市が各種地域団体ごとに直接補助金を交付するという方式から、本市が出捐する財源を用いて広島市社会福祉協議会からひろしまLMOに交付金を一括交付し、それを各種地域団体が柔軟に活用できる方式へと転換するとともに、順次、交付金の内容を拡充する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一括交付金制度の創設	→		順次拡充	→

③ 広島広域都市圏における技術職員の補完体制の構築 (企画総務局広域都市圏推進課、人事課)

【内容】

- 大量採用世代の退職、景気拡大に伴う採用難等により、全国的に土木職、建築職などの技術職員が不足しており、広島広域都市圏の市町においても同様の状況となっている。近年の採用状況等を踏まえると、特に連携市町においては、今後技術職員の不足がより一層深刻化することが見込まれる。
- このため、技術職員が不足している連携市町への支援として、連携中枢都市である本市が、毎年度、連携市町へ派遣する技術職員数をあらかじめ確保した上で、新たに、国の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用した職員派遣を行うことにより、連携市町の技術職員不足を補完する体制を構築する。
- これにより、連携市町を含めた広島広域都市圏における、公共施設の老朽化対策や防災・減災の取組などの行政サービスの充実・質的向上を図り、広島広域都市圏の持続的な発展を目指す。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島広域都市圏における技術職員の補完体制の構築		職員派遣の実施【随時】		→

④ 地域の包括的な支援体制の充実（健康福祉局地域共生社会推進課）

【内容】

- ・近年、地域住民が抱える課題は、高齢、障害、子ども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い、複雑化・複合化しており、相談支援機関等の通常の連携体制では対応が困難な課題が多くなっている。
- ・このため、こうした複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、分野を超えた相談支援機関等の連携による支援の調整等を行う「相談支援包括化推進員」を全区に配置し、地域における包括的な支援体制の充実を図る。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談支援包括化推進員の配置	全区配置	効果検証		

⑤ 幼児教育・保育の充実（こども未来局保育企画課、教育委員会教育企画課）

【内容】

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して、遊びや生活の中で、将来の学びにつながる質の高い幼児教育・保育を行う必要がある。また、少子化に伴い幼児教育・保育の需要が減少していく中にあっても、多様な保護者のニーズに的確に対応できるようにしていく必要がある。
- ・このため、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制を構築していくため、公立と私立の役割を整理した上で、幼児教育・保育の充実に向けた長期的なビジョンを令和元年度に、実施方針を令和2年度に策定しており、これに基づいた施策展開を進める。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
幼児教育・保育ビジョン等に基づく取組		実施方針に基づく取組の実施		→

⑥ ごみ処理に関する総合的な取組の推進（環境局環境政策課）

【内容】

- ・「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念として、ごみの減量やリサイクルなどによる循環型社会の形成のため、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環に係る新たな法制度への対応等に取り組むとともに、少子高齢化などの社会情勢の変化に応じて、高齢者等のごみ出し支援への対応を行うなど、諸課題の解決に向けた取組をより一層推進していく必要がある。
- ・このため、ごみの発生から排出、収集・処分に至るまでの過程における様々な課題の体系的な整理を踏まえ、市民・事業者・行政それぞれの役割分担に即して必要となる施策を総合的に検討・実施していく。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ごみ処理に関する総合的な取組	→ 具体的な取組内容の検討		ごみ処理に関する総合的な取組の実施	→

⑦ 南工場の建替え及び運営（環境局施設課）

【内容】

- ・本市では、ごみの収集・運搬における適切なエリア分担とコスト縮減の観点から焼却工場の集約化を図るため、中工場、安佐南工場、南工場の3工場体制に移行しており、この3工場体制を持続的なものとするために、老朽化が進行している南工場を令和10年度の稼働開始を目指し建て替える必要がある。
- ・南工場の建替えに当たっては、①環境にやさしい施設、②災害に強い安全安心な施設、③ライフサイクルコストに優れた施設、④魅力ある空間の創出を基本方針としている。また、民間活力を導入することで経済性・効率性の向上を目指し、設計・施工から完成後の運営までを事業者に一体的に発注するD B O方式により実施する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
南工場の建替え及び運営		→ 解体工事		→ 建設工事

⑧ 平和大通りの利活用の推進（経済観光局観光政策部）

【内容】

- ・ 平和大通りを含む都心部にあっては、これまで以上に個性的で魅力ある空間を創出することが求められているとともに、観光振興の観点からは、原爆ドーム・平和記念公園を中心に観光する観光客等が多く、他の観光資源を十分に活用できていないなどの状況にあることから、「平和大通りの利活用のための基本計画」を令和4年3月に策定した。
- ・ この計画を踏まえ、平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなぎわいを生み出す空間にしていくため、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備や利活用に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平和大通りの利活用の推進	→ 整備工事、事業者の公募・選定	→ 整備工事等	→ 整備工事、供用開始	→ 管理運営
		→ 多様な担い手による利活用の取組		

⑨ 持続可能な産業としての農業の支援（経済観光局農政課）

【内容】

- ・ 本市では、従来から、農業の担い手の育成や、効率的かつ安定的な農業経営を行うことができる環境整備などに取り組んでいるが、農業者の高齢化や減少が急速に進み、農地の保全等を含む集落活動が衰退しており、荒廃農地の増加、農産物の生産力の縮小等が問題となっている。特にこれらの現象が著しい中山間地域においては、地域の活力が急激に低下し、地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況である。
- ・ このため、本市の農業が業として成り立ち、農業者が定着し、持続可能な産業となり、ひいては中山間地域の持続可能な地域づくりにも資するよう、最新の技術などを取り入れながら、ハード・ソフト両面の支援施策を総合的に検討・実施していく。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
持続可能な産業としての農業の支援	→ 具体的な取組内容の検討		未定（検討結果を踏まえて今後の取組内容を整理）	

⑩ 新中央市場の整備（経済観光局中央市場）

【内容】

- ・ 広島市中央卸売市場中央市場及び東部市場の現状と課題を踏まえ、今後の市場の在り方、整備の方向性を整理した結果、中央市場と東部市場を統合し、「安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を担う、中四国地方の拠点市場」をコンセプトに施設整備することを主な内容とする「新中央市場建設基本計画」を平成31年3月に策定した。
- ・ この計画を踏まえ、民間活力を活用しながら品質管理及び衛生管理の高度化等への対応や、余剰地を活用した物流施設の一体的な整備をするとともに、新中央市場が商工センター地区のまちづくりにも寄与するものとなるよう、関係者による一致協力したにぎわいの創出を目指して、新中央市場の整備に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新中央市場の整備			各施設の整備等を順次実施	→

⑪ エリアマネジメント活動による中央公園の魅力の向上（都市整備局等）

【内容】

- ・ 中央公園においては、魅力ある都市空間の形成に資するため、民間活力を活用した Park-PFI 等の手法により新たな施設を順次整備するとともに、既存の公共施設のリニューアル等を進めている。これらの施設が多くの市民や観光客等に利用されるためには、個々の施設の運営に合わせて、中央公園のエリア全体としての魅力の向上を図る必要がある。
- ・ このため、各施設の運営事業者等で構成される「広島市中央公園エリアマネジメント協議会」による共同プロモーションやイベントの連携、回遊性向上の取組などを促進する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エリアマネジメント活動による中央公園の魅力の向上		エリアマネジメント活動内容の検討、可能なものから順次実施	→	中央公園内施設の開業に伴う活動の拡充

⑫ 中央公園ファミリープールの再整備（都市整備局公園整備課）

【内容】

- ・中央公園ファミリープールは、開設から40年以上が経過し、施設が老朽化していることや、都心にありながら夏期の2か月間のみの稼働という効率性の低さなどが課題となっている。
- ・こうした課題や令和5年3月に公表した「中央公園内の公共施設の集約化等に係る方向性」を踏まえ、こどもたちが四季を通じて様々な遊びや体験を楽しみながら学ぶことができる空間とするため、プールを含む新たな施設の整備に取り組むこととしており、施設の機能や規模、民間活力の活用を含む事業手法などの検討を行い、基本構想を策定した上で、施設整備に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
中央公園ファミリープールの再整備	→ 基本構想策定	基本設計	実施設計	既存施設の解体 (以降、新たな施設の整備に着手)

⑬ 広島型公共交通システムの構築（道路交通局公共交通政策部）

【内容】

- ・広域経済圏のヒト・モノの「循環」と地域住民の活動による「循環」を直接支えている「移動」を容易にするため、事業者間の「競争」を原則としてきた公共交通を道路と同様に「社会インフラ」と捉えた上で、「協調」して運用するものへと舵を切り、国の支援も引き出しながら、利用者の利便性を重視した「広島型公共交通システム」を構築する。
- ・具体的には、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、これまでの常識や壁を乗り越えた「事業者間の共創」及びそれを後押しする「官との共創」を軸に、経営の安定化と利用者目線での質の高いバスサービスを実現するため「乗合バス事業の共同運営システム（広島モデル）」を構築し、この取組で培ったノウハウなども活用しながら、他の交通モードを再構築していく。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広島型公共交通システムの構築			乗合バス事業の共同運営システム稼働	→
			乗合バス事業の再構築に向けた取組を展開	→
			他の公共交通モードの再構築検討	→

⑯ 学校給食の充実（教育委員会健康教育課）

【内容】

- 本市の小学校、中学校等の学校給食については、自校調理方式（自校調理校の給食調理場で調理したものを近隣の学校に提供する「親子方式」を含む。）、給食センター方式、選択制のデリバリー方式のいずれかで実施しているが、中学校の大半で実施している選択制のデリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下している。また、自校調理方式と給食センター方式については、施設の老朽化が進んでいる。
- こうした複数の課題を総合的に解決するため、令和3年9月に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、全ての児童生徒に温かく栄養バランスのとれたおいしい給食を、将来にわたってより安全かつ持続的に提供できる体制の構築に向けて取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
見直し方針に基づく取組の実施		→ 北部地区学校給食センター(仮称)の整備		
		→ 東部エリアにおける新たな学校給食センターの整備に向けた検討		

(2) 効率的な行政システムの構築

① 先進技術(A I・R P A等)を活用した業務の効率化

(企画総務局行政経営課、情報政策課)

【内容】

- 職員が市民からの申請書等の内容の業務システムへの単純入力といった定型業務などに多くの時間を取られ、多様化する行政ニーズに対応するための政策の企画立案などの「本来職員が専念すべき業務」に十分注力できていないという課題がある。
- このため、定型業務などのうち先進技術の活用により業務の効率化を図ることができるものについて、効果検証を行った上で、順次、導入する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
先進技術を活用した業務の効率化		効率化可能な業務の効果検証を行い、順次導入		→

② 適切な債権管理の推進（財政局管財課）

【内容】

使用料、貸付料及び給付金に係る返還金などの債権のうち、資力がない等の理由で回収見込みのない長期未収金について、債権管理事務を効率化し、回収可能な債権管理に人的資源の集中を図るため、条例制定の検討を含む債権放棄の方針を策定するとともに、研修により職員の能力向上を図る。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
適切な債権管理の推進		条例制定の検討を含む債権放棄の方針の策定	・債権放棄の方針を踏まえた適切な債権管理の推進 ・職員研修の実施	→

③ 下水道事業の経営改善（下水道局経営企画課）

【内容】

- ・下水道事業においては、使用料収入の減少や、施設の老朽化の加速度的な進行など、経営を取り巻く環境が厳しさを増している中で、将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していく必要がある。
- ・このため、施設の適切な維持管理とその効率化や、資源・資産の有効活用により、一層の経営改善に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
下水道事業の経営改善		経営改善に向けた取組の実施 ・施設の適切な維持管理とその効率化 ・資源・資産の有効活用		→

④ 水道事業の経営改善（水道局企画総務課、業務管理課）

【内容】

- ・水道事業においては、節水型社会の進行や人口減少等により給水収益が減少する一方で、水道施設の老朽化対策等の建設改良費は増加していくことから、経営は一段と厳しさを増すことが見込まれる。
- ・このため、水道料金等徴収業務の委託範囲の拡大や新たな収入の確保策の検討など、より一層の経営の効率化に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
水道事業の経営改善		水道料金等徴収業務の委託効果の検証、委託範囲の拡大について検討	→	検討結果を踏まえた次期徴収業務委託の実施

⑤ 公益的法人等の在り方検討（企画総務局行政経営課、各局等公益的法人等所管課）

【内容】

- ・ 公益的法人等は、その専門的知識や豊富な経験を有する職員体制等を生かして、本市の行政を補完・代替する役割を担い、住民の福祉の増進に寄与してきた。
- ・ しかしながら、これまで公益的法人等が担ってきた事業への民間企業等の参入や市民ニーズの多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、公益的法人等は様々な課題に直面している。
- ・ こうした状況を踏まえ、今後、公益的法人等がどのような役割を担うべきかなど、その在り方を改めて検討し、必要に応じて組織人員体制や財務体質の見直しを行う。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
公益的法人等の在り方検討		法人の現状・課題を踏まえた対応策の検討、可能なものから順次実施		→

⑥ 広島市立大学の経営改善（企画総務局行政経営課）

【内容】

- ・ 公立大学法人広島市立大学として、自主性及び自律性が發揮できる公立大学法人制度の利点を生かしながら、「国際平和文化都市の『知』の拠点－地域と共に、市民の誇りとなる大学－」に向けた取組を持続的に進めていくことが求められている。
- ・ このため、第3期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の業務実績、国の教育改革や財政措置の動向、他大学の取組状況なども踏まえ、第4期中期目標（令和10年度～令和15年度）を定め、より一層効率的・自立的な運営体制の構築に取り組む。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第4期中期目標の策定		国や他大学の状況調査	第4期中期目標の検討 (第3期中期目標期間の業績見込評価)	→ 第4期中期目標の策定

⑦ 広島市立病院機構の経営改善（健康福祉局医療政策課）

【内容】

- ・ 地方独立行政法人広島市立病院機構として、今後の更なる高齢化の進展や医療需要の変化に的確に対応していくためには、救急医療や小児医療など市民生活に不可欠な医療、感染症医療やリハビリテーション医療など地域に必要な医療、がんや脳卒中、急性心筋梗塞治療などに対する高度で先進的な医療の提供に引き続き積極的に取り組むとともに、地域の拠点病院としての役割を担う市立病院が、地域の医療機関等との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進や地域完結型医療の提供体制の確立に取り組んでいかなければならない。
- ・ このため、第3期中期目標期間（令和4年度～令和7年度）の業務実績や本市を取り巻く医療環境などを踏まえ、第4期中期目標（令和8年度～令和11年度）を定め、より一層の質の高い医療の提供に取り組むとともに、法人としてより安定した経営のための基盤づくりを進め、持続可能な医療提供体制を確保する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第4期中期目標の策定・運営	第4期中期目標の検討	第4期中期目標の策定（第3期中期目標期間の業績見込評価）	第4期中期目標に基づく運営（第3期中期目標期間の業績評価）	→

(3) 持続可能な財政基盤の構築

「財政運営方針（令和6年度～令和9年度）」に基づく取組

① 収納率の維持・向上のための取組の推進（財政局税制課、徴収企画課、健康福祉局介護保険課、保険年金課、こども未来局保育企画課、都市整備局住宅政策課）

【内容】

- ・広報活動等を通じて、コンビニエンスストアやキャッシュレスでの納付の周知を図るほか、口座振替加入勧奨を徹底するなど、納期内納付を推進する。
- ・お知らせセンター及び収納事務受託者からの納付の呼び掛けなどにより、新規滞納者に自主納付を促すとともに、高額滞納事案を中心に適切かつ効率的な滞納整理等を推進する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
収納率の維持・向上	市税	98.65%	98.70%	98.75%	98.80%→
	介護保険料	99.04%	99.08%	99.09%	99.09%→
	国民健康保険料	85.31%	85.42%	85.52%	85.63%→
	保育料	97.23%	97.26%	97.28%	97.29%→
	住宅使用料	95.34%	95.38%	95.44%	95.52%→

② 未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進（財政局管財課）

【内容】

- ・これまで積極的に市有資産の売却等を行ってきた結果、現在では早期に売却等を行うことが困難な物件が残る状況となっている。
- ・こうした状況を踏まえ、売却等に当たって課題を有する市有資産について、所管課と綿密に連携して課題整理や対応策の検討等を行い、資産ごとに対応方針を定めた上で、市有資産の売却等を促進する。

【スケジュール】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進		・課題整理、対応策の検討 ・処分・活用方針の決定 ・市有資産の売却等		→

5 行政経営改革の推進体制

全庁的な経営改革の推進を図るため、「広島市行政経営改革推進本部会議」を設置して進行管理を行う。

また、今後の社会経済情勢等に応じて、毎年度、新たな取組項目の追加などを行いながら、不斷に経営改革の取組を進める。